

## 「第4次産業革命における不正競争防止法の改正方向」参加報告書

作成者：ジェトロソウル 知的財産チーム

### I. 概要

1. 日時：2017年3月29日（水）、13:30～17:30
2. 場所：POSCO P&S タワーイベントホール
3. 主催：韓国特許庁、韓国知識財産学会
4. 開催背景：第4次産業革命に関するグローバル知識財産の保護トレンドの共有及び技術市場の変化に柔軟に対応するための制度を検討する。また、不正競争防止法（以下、不競法）の改正方向に対する学会及び業界の意見を聴取する。

### II. 主な内容

#### 1. チェ・ドンギョ 韓国特許庁長官の挨拶

不競法をしっかりと理解している人が少ない。それは、新たな保護対象が現れるたびに内容が追加され、また、追加された内容は元々、他の法律にあることに起因する。例えば、有名商標の保護は、不競法と商標法とも扱っているが、特許庁の職員ですら、両方の違いを区分できない場合がある。

なお、今後の不競法に改正方向については、不正競争行為の定義を定めつつ、例示する方向性になることが望ましい。

#### 2. 基調演説「第4次産業革命時代における知的財産の保護策」

パク・ソンジュン 韓国特許庁産業財産保護協力局長

第4次産業革命により、新たなIP保護領域が急増しており、柔軟かつ迅速なIP保護が急がれているが、その対応は不十分である。柔軟なIP保護体系の構築のための主な不競法の改正推進事項は、1)不正競争行為の包括定義、2)アイデア奪取禁止、3)トレードドレス保護、4)パブリシティ保護となる。特に2) アイデア奪取禁止においては、契約成立のために提供したアイデアの奪取の禁止や絶対的な新規性の無いアイデアであっても盗用を禁止する必要がある。

#### 3-1. 主題発表①「不正競争防止法の本質論とタダ乗りの限界」

ナ・ジョンガブ 延世大学教授

(1) 第2条1項ヌ目<sup>1</sup>（以下、ヌ目）は一般条項にはなれない。  
ヌ目は、その条件が明確ではないため、複数の行為に適用できるが、これは短所にしか見えない。どのような不正競争行為に対して適用するために作ったのが、不明確であるた

<sup>1</sup> 第2条（定義）1項ヌ目、その他に他人の多額の投資や努力で作られた成果等を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で、自己の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為

め、法院の本規定の適用は相当な混乱を起こしている。本規定は不正競争行為の一般条項としては捉えられない。既存の不正競争行為以外の「その他に」不正取得行為も不正競争行為として認めたからである。又目は、独自の不正競争行為の狭義の不正取得に対する条項として捉えるべきであり、すなわち、又目の現在の解釈適用は、一層厳格に適用すべきである。

#### (2) 不正競争行為の一般条項の新設の必要性に関して

不正競争行為の定義条項の案として、特許庁が検討中の「不正競争行為とは、公正な商取引または競争秩序に反する方法で不当な利益を取るか、競争者または需要者に損害を与える行為をいう」の内容について意見を述べると、これは、不正競争行為を包括する条項として、まさに一般条項となる。この一般条項を根拠に不正競争行為を認めることは原則的に難しく、損害賠償や禁止命令の根拠にするのはあまりにも抽象的な規定であるものの、具体的な事件において、不正競争行為として具体化された条項の適用ができない場合に例外的に本条項を根拠に不正競争行為を認めることはできるだろう。

#### (3) 他人のアイデア提供を無断で使用する行為の規制に関して

他人のアイデア提供を無断で使用する行為の規制のために、特許庁が新設を検討中の「経済的価値を持つ他人のアイデアをその提供目的または契約に違反するか、欺罔的に取得し、自身または他人の利益のために不正に使用する行為」の内容について意見を述べると、本条項は、アイデア提供に対する不正競争行為を明示的に認めることとなる。又目の曖昧な文句により、これまで法院がその適用範囲を無分別に拡張していたが、今後、アイデアに関しては、本法案を適応できると思う。

### 3-2. パネルディスカッション

#### (1) チョン・テホ 円光大学教授

又目に関するテホ教授の意見に共感する。又目を一般規定として解釈し、該当規定の適用範囲をあまりにも包括的に認めることとなると、該当規定上の不正競争行為は、民法上の不法行為とその違いが無いように見えることとなる。

一方、「経済的価値を持つ他人のアイデアをその提供目的または契約に違反するか、欺罔的に取得し、自身または他人の利益のために不正に使用する行為」の条項案については、別途新設する実益があるかが疑われる。アイデアの不正使用に関する該当規定は、実際に又目と区別して適応しなければならない該当規定だけの特有の性格が明らかに表れなければならないが、実務上、又目と重複して適用される可能性が高いと見られる。

#### (2) チェ・スンジェ 弁護士

不競法の定義規定を置くことが適切であるかについては、慎重になる必要がある。

一方、アイデアの提供行為を規制する条項を置くことについては、必要だと思う。特許庁の法案は、アイデアが自由に流通することで持つ革新を制限しようとするものではなく、行為無価値の行為類型を「取得」と「不正使用行為」に規定しているのである。

### (3) パク・ソンス 弁護士

昨年末、ソウル中央地方法院で被告側代理人として弁論をした時の話である。被告が原告の著作権を侵害したため、損害賠償額がいくらになるか争点であった。訴訟の最後段階で原告側代理人が請求原因として又目を追加したことに対し、裁判長は「最近、又目を予備的請求原因として主張するケースが多い。誰もかも又目を主張しているが、これはあまりではないのか。必ず必要なのか」と疑問を提起した。原告側代理人は暫く悩んだが、次の期日であった弁論の終結日でも、又目の主張を維持した。個人的に被告側の代理をする場合、原告の主張で又目が現れる場合が非常に多く、その数は、増える一方であると感じている。ただ、又目が、不競法の不正競争行為の複数の類型に対し、指導的な地位を持って各類型が規定できないものを規定するボイラープレートのような役割を果たすのが正しいかについては、疑問が生じる。

## 4-1. 主題発表②「不正競争行為の新たな類型と不正競争防止法の見直し」

チョ・ヨンスン 韓世大学教授

### (1) トレードドレスの保護に関して

又目は、現在、トレードドレス保護の適用根拠となっている。ただ、商品の外観を保護するトレードドレスの保護に対しては、又目の一部内容の「相当な投資や努力」等の要件などを満たすかに関わる判断等、一定の制限が付く可能性があるため、トレードドレス保護のための個別条文の新設を考慮する必要がある。その改定案として「不当な利益を得ることを目的に国内の需要者に特定人が使用するものと認識されている他人の営業施設で商品の販売・サービスの提供方法の視覚的な表現または看板・外観・室内装飾等の営業提供の場所の全体的な外観と同一または類似したものを使用することで公衆に他人の営業上の施設または活動と誤認・混同させる行為」を提案したい。

### (2) 過料導入の必要性に関して

トレードドレス、Me too 商品（コピー商品）等の侵害の多さに比べ、アイデア奪取、不十分なトレードドレス関連規定、又目の補充条項の性格等により、民・刑事的対応には限界があるため、過料を通じた秩序維持の必要性が台頭している。不競法は、競争者の主観的利益保護だけを目的にするものではなく、取引者及び需要者を含めた一般公衆の包括的利益または客観的取引秩序の維持を目的にする等、公共的な側面を持つ法律であるため、公共の秩序を乱す場合に限って過料を賦課することを検討する必要がある。

## 4-2. パネルディスカッション

### (1) チョン・ヨンドク 建国大学教授

チョ教授のトレードドレスに対する改定案が、既存のデザイン保護法と商標法とどのように調和するかが気になる。万一、視覚的な外観が保護されるのであれば、商標やデザインが、敢えて商標やデザイン登録をしなくても保護されるのではないかと思う。

また、過料については、外観が単純に同一・類似するとしても、これを各行政部処が判断することは簡単ではない。また、製品のデザインや形態等の具体的な契約内容まで第3者が干渉することは非効率的である。

(2) イ・ギュホン ソウル中央地方法院部長判事

トレードドレスは、現在も商標法、不競法等により、一定の保護が可能であるが、上記法では保護が難しい「営業施設等の全体的な外観・装飾やイメージ、施設の外形的雰囲気」や「販売技法」等を保護する必要があるかが、主な争点になる。ただ、「販売技法」は、営業秘密として保護されると捉えると、「全体的な外観」等を別途立法で保護すべきか、と議論の範囲が狭くなり、これは立法的決断の問題となる。

(3) イ・スンリョン 弁理士

チョ教授のトレードドレスに対する改定案について、第一に、トレードドレスとして保護されるためには非機能性の要件を揃えないといけないが、改定案自体には非機能性に対する言及がない。第二に、商標法における保護よりも過度な保護をしてあげることとなり、衡平性に欠ける可能性がある。第三に、サービスに対するトレードドレスが強調される一方で、商品に対するトレードドレス（商品の包装や商品自体の形状）が、排除または疎かに扱われるのではないかが気になる。

以上